（付属別紙 2） **サービス提供の標準的な流れ**

居宅サービス計画作成等サービス利用申込み

↓

事業者、事業所の概要、居宅サービス計画作成の手順、 サービスの内容に関して重要な説明を行います。

↓

居宅サービス計画等に関する契約締結

↓ ※利用者は役所【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきます。（提出代行可能）

ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します

↓

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます。利用者が訪問看護等医療系サービスの利用を希望する場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

↓

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します

↓

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います（サービス担当者会議の実施、及び居宅サービス計画の交付）※サービス担当者会議は別に同意を得た場合は、テレビ電話装置等を活用します。

↓

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

↓

◆ サ ー ビ ス 利 用 ◆

↓

利用者と概ね月に 1 回程度面談し、必要に応じてご家族等と連絡を取り、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います

↓

毎月の給付管理票の作成を行い、国民健康保険団体連合会に提出します

↓

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

↓

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。